

## ○予防接種法施行令

(昭和二十三年七月三十一日)  
(政令第百九十七号)

## (政令で定める一類疾病)

第一条 予防接種法(以下「法」という。)第二条第二項第八号の政令で定める疾病は、痘そうとする。

(平一五政四六〇・追加)

## (定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十六号)附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかるつている者又はかかるつたことのある者(インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかるつたことのある者を除く。)その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

疾病	定期の予防接種の対象者
ジフテリア	一 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
百日せき	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
麻しん	生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者
風しん	生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者
日本脳炎	一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者 三 十四歳以上十六歳未満の者
破傷風	一 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(平六政二六六・全改、平一二政三〇九・平一三政三四七・一部改正、平一五政四六〇・旧第一条 繰下・一部改正)

## (定期の予防接種を行うことを要しない疾病)

第二条 法第三条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする。

(平六政二六六・追加、平一三政三四七・旧第一条の二繰下)

## (厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合)

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六条第一項に規定する疾病(以下この条において「疾病」という。)が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあつて、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。
  - 二 日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、その病原が日本に侵入するおそれがあるとき。
  - 三 災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれが大きい場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにその蔓延を防止するために必要な業務に従事しなければならない者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。